

平成25年度長官所長会同・議事概要

(6月19日、20日実施)

1 裁判員法施行後4年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、より適切な運用に向けて取り組むべき課題について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 裁判員制度運用の現状と課題

ア 「検証報告書」に対する受け止め方

裁判員制度導入は、その趣旨が国民に根ざした司法の実現にあることに照らせば、精密司法、調書裁判から脱却し、核心司法、公判中心主義、直接主義、口頭主義を徹底して、自白事件においても公判で直接話を聞いて生き生きとした心証をとり、公判が事案の真相を解明すべき場であるという刑事司法の本来の在り方を実現する契機であることを改めて確認する必要があるとの意見があり、これに対する異論はなかった。

「検証報告書」は、裁判員制度導入の趣旨に照らした課題を意識化させる資料であり、これまで協議会や研究会で指摘されたような裁判員裁判の問題点を指摘したものであるとして、裁判官に重く受け止められているとの意見が大勢を占めた。

また、自庁のデータを客観視することは難しいが、「検証報告書」では、全国的なデータに基づいて客観的、多面的な分析がされていることから、裁判官の議論の素材として良いとの指摘があり、これを題材に庁内で議論を行ったとの報告も複数あった。

一方で、依然として課題がみられることなどから、裁判官が「検証報告書」の意味するところを十分理解、咀嚼できているとはいえない面もあるとの意見もあった。

イ 早急に取り組むべき課題

(ア) 裁判官の意識

裁判官の意識の問題として、核心司法や公判中心主義、直接主義、口頭主義といった理念は理解していても、裁判官の間で、具体的な刑事裁判像や審理モデルが共有されておらず、公判で心証をとる審理についての具体的イメージが掴めていないのではないかとの指摘があった。

また、施行後4年を経て世代交代が進む中で、「慣れ」のために初期の意識が次第に変化しているという懸念が示され、より新しい世代の裁判官に対し、制度導入時の理念や目指していたあるべき姿を引き継いでいくことが重要であるとの問題意識が示された。

(イ) 審理期間の短縮

裁判員裁判においては、公判前整理手続期間が長期化し、公判での証人尋問を行うまでに長時間を要すれば、その間に証人の記憶の減退、変容等が生じ、公判中心主義との関係で大きな問題を生じるとの指摘があり、公判前整理手続期間の短縮化が重要な課題であることに異論はなかった。

そして、自白事件においても審理期間が平均で7か月以上と長期化している原因を検討するとともに、公判中心の審理にふさわしい合理的な期間をどのように実現していくかを各裁判官に問いかけていく必要があるとの指摘があった。

公判前整理手続の進行については、当事者の主張が尽きるまでキャッチボールをさせるのではなく、裁判長が適切に争点整理を行うことの重要性が指摘された。この際、ポイントを絞って早期に進めることについて法曹三者が認識を共有するためには、裁判所の柔軟な姿勢に対して検察官、弁護人から信頼を得ることが重要であるとの意見もあった。

(ウ) 人証化

人証化は単なる分かりやすさの問題ではなく、調書裁判から脱却し公判中

心の審理を実現するという、刑事裁判本来の在り方に根ざした問題であり、これを前に進めなければならないという意見が大勢を占めた。

人証化の実践にあたり、検察官や弁護人へ働きかけた結果、その意識も変わってきたとの指摘がある一方で、検察官や弁護人への対応の困難さを指摘する声が複数あった。これに対しては、むしろ、それは新たな刑事裁判像を確立しきれていない裁判官の側に問題があるのではないかと、否認事件においても、自白の任意性や321条該当性が問題となり、証人尋問に焦点が当たらず、結局調書を中心にした公判になっているのではないかととの問題提起があったほか、人証化に関しても裁判官が当事者から信頼されることが重要であり、人証化を進めても検察官や弁護人に不利益ではないことの理解を得るよう説明していく必要があるとの意見もあった。

(エ) 裁判員の精神的負担に対する配慮

裁判員の精神的負担に対する配慮は、裁判官が裁判員をどれだけ理解し、どれだけ共感しようとしているかという裁判員と裁判官の協働の在り方に関わる本質的な問題であることに異論はなかったが、施行後4年を経て、当初の緊張感が薄れ裁判官の意識に影響を及ぼしていないかとの懸念が示された。

そして、遺体写真等の刺激の強い証拠については、従前の裁判官裁判における運用の感覚もあって、裁判員裁判においてもこれらを取り調べていた例が見られるが、今後は真にその取調べが必要かについて十分な検討が必要であるとの意見が多数あり、遺体写真の必要はほとんどないのではないかととの指摘もあった。

また、裁判員が死刑等の重い判断に加わらなければならない事件においては、裁判官が審理中に裁判員の体調等に配慮することはもちろんのこと、判決宣告後においても、裁判員であった者からの相談を受け入れる姿勢を伝えるなどして精神的負担軽減に努めることが重要であるとの指摘があった。

(2) 所長の果たすべき役割

ア 自庁の現状と取り組むべき課題を把握するための方策

自庁の裁判員裁判の現状や、取り組むべき課題を把握するために、自庁の統計データを把握し、全国のデータと比較するほか、所長と裁判長・裁判官との間の意見交換を行うことや、所長が裁判員等経験者との意見交換会の進行役を務めることなどの方策が示された。

イ 課題に対処するための司法行政上の取組

上記アの方策等を通じて、裁判員裁判の運用の実態を正確に把握し、適切な司法行政上の働きかけをしていく必要があるとの共通認識が得られ、具体的には、以下のような取組例が示された。

そして、これらの取組に関して、精密司法、調書裁判からの脱却は、刑事司法の根幹に関わる問題であり、裁判員制度の発足という契機を逃すと次の機会はないので、全力で取り組む必要があるとの意見が示された。

(ア) 所長と裁判官、検察庁、弁護士会との意見交換、協議

所長が裁判長や裁判官と議論する際に、批判的な視点から問題提起を行うことや、所長から検察庁や弁護士会に対して、協議会等を通じて働きかけることなどの取組が示された。

(イ) 裁判官相互の検討会の開催

裁判員裁判を担当する裁判官が相互に客観的なデータや個別の事件を持ち寄って意見交換を行う検討会を開催するとの取組が紹介され、このような検討会を、本庁のみならず支部との間や、他庁との間でも行うことが有効であるとの意見があった。

(ウ) 裁判官と検察官、弁護人との協議や勉強会

裁判官が検察官や弁護人と三者で協議や勉強会をする場を設けるとの取組例が紹介された。この際、法曹三者の協議では、検察官と弁護人が相互に意識してしまうので、了解をとってそれぞれ個別に意見交換を行うことも有益

であるとの指摘があった。また、個別の事件について、終局後に法曹三者の検討会又は反省会を開いているとの報告が複数庁から示された。

(エ) その他の取組

その他、大規模庁においては、課題に応じたプロジェクトチームを作り、データや具体的事件を検討している例が示されたほか、裁判員等経験者との意見交換会については、具体的なテーマに絞って行うことも有効であるとの指摘があった。

2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 問題意識の深まり

書記官の問題は庁によって実情が違い、幹部の認識も一様ではないことから、まず書記官事務の現状と首席書記官の問題意識の実情について協議が行われた。

書記官事務の現状については、書記官が、個別の事件の進行について裁判官の方針を確認せず、引継書や従前の慣例に従って単に前例を踏襲していたり、裁判官に指示内容の説明を求めることもせず、深く考えることなく裁判官の指示に従っているなどの発言が多く、各庁からあり、書記官事務の在り方を検討するという視点を持たないまま事務を遂行している現状が紹介された。各庁の発言の中には、類型的な事件を大量に処理する事務が多い部署ほど前例踏襲の傾向が強いとの例を挙げて担当職務による傾向の違いを述べる意見や、若い書記官はあるべき書記官事務に対する意識が希薄であることを指摘して年齢層による傾向の違いを述べる意見もあった。また、裁判官と書記官で事務処理の取り決めを議論している係とそうでない係があり、個々の裁判体による実情の差を紹介する発言もあった。このように、書記官事務の現状は一律ではないという意見はあったものの、総じて上記のような問題状況があるとの認識で一致した。

首席書記官の問題意識については、書記官事務の現状に対する首席書記官の問題意識は当初から高かったという意見がいくつかあったが、当初は首席書記官も問題意識が十分でなかったが現場の書記官と議論を進めていくうちに自ら認識を深め、問題意識を強く持つようになったとの意見も少なからずあった。

いずれの意見を述べた庁も、現在では首席書記官がこのような書記官事務の現状に対する危機意識を持って、裁判所全体であるべき書記官事務の姿を把握するための取組（以下「取組」という。）を進めている状況にあるということについて認識が共有された。また、家庭裁判所特有の問題として、家事部では取組よりも家事事件手続法施行に向けた準備が最優先で行われてきたとの現状認識を示す発言もあったが、家事事件手続法施行準備に忙しい中でも、事務が大きく変わるこの機会を利用して書記官事務を見つめ直そうと高い意識を持って首席書記官が行動しているとの発言もあり、家庭裁判所も含めて首席書記官の問題意識が深まっているという認識は一致した。このほか、首席書記官だけでなく次席書記官や事務局長等を含めた幹部職員が、所長と共に取組の進め方について積極的に議論しているという現状を紹介する発言もあった。

次に主任書記官の状況について協議が行われた。主任書記官については、総研での実務研究会に出席した者を始めとして、取組の趣旨をよく理解している者もいるとの発言もあったが、大半の意見は、多くの主任書記官の問題意識はなお深まっていないというものであり、首席書記官の問題意識が深まる一方で、個々の主任書記官の問題意識の深まりにはなお大きな差があることが確認された。特に、取組の実践に関しては、まだまだ理解が付いてきておらず、ただ議論の場にいるだけであるとか、裁判官と議論するテーマを提案させても深みのないものしか挙がらないなどの発言があり、多くの主任書記官は取組を具体的な実践へとつなげることができない状態にあることが確認された。

主任書記官の問題意識が深まらない点については、取組を行う理由が腑に落ちていないため具体的にどう進めれば良いか分からないのではないかなど、取組を月に1、2回のイベントのように捉えていて、日常の書記官事務について根拠と目的から見つめ直す必要性について意識が薄いのではないかなど、見方も紹介されたが、議論を重ねることによって徐々に理解が深まっているとの認識も示されたところであり、1年以上にわたって議論を重ねてきた首席書記

官に比して、現時点では議論に接する機会が少ないことが主たる原因であるとの理解が示された。

(2) 裁判官の主体的な関わりの重要性

書記官は、首席書記官の指導監督の系列と各部の裁判官との協働という系列が重なった位置にいることを踏まえ、書記官事務に対する裁判官の姿勢やその背景、これが取組に及ぼす影響の大きさについて協議が行われた。

まず、取組に対する裁判官の関心について、裁判官は取組の意義については一定の理解を示すものの、問題意識を深めて主体的に取組に関わる状況にはなっていないなどの発言があり、一般に書記官事務に対する裁判官の関心が低いことが確認された。また、その原因として、部総括裁判官が右陪席裁判官への遠慮もあって部内の書記官事務の実情について具体的に把握できていないなど、部内の状況が十分に把握されていないことや、陪席裁判官の調書作成や送達等に関する知識が乏しいなど、裁判官の書記官事務に関する知識が不足していることが指摘された。発言の中には、陪席裁判官には協働するという意識が薄く、求められれば協力はするという受け身の姿勢である者がいるとの問題意識を示すものや、部総括裁判官の中にも事件処理に必要な範囲でしか書記官と関わろうとしない者もいるとの問題を指摘するものがあった。

さらに、裁判官が意欲的で、具体的な手応えが感じられる部では取組が進んでいるなどの発言があり、裁判官の姿勢が取組に大きな影響を与えている実情が紹介された上、裁判官が書記官事務の在り方について主体的な問題意識を持つことの重要性が確認された。

しかし、その一方で、裁判官は首席書記官の指導をフォローして議論をリードする役割を果たしているが、裁判官主導になっているきらいがあるとか、裁判官がリードし過ぎると書記官との間で十分な議論ができないとの発言もあり、取組が裁判官主導で進むことへの懸念も示された。

(3) 継続的な取組の中で所長が果たすべき役割

取組の現状を踏まえ、今後の進め方について協議が行われ、まず、各庁の取組について意見が述べられた。各庁からは、実務の必要性を背景とする取組が有効であるとか、取組と現場での課題を繋げて進めていくことが課題であるなどの発言があり、各庁の取組においては、現場の実務に生かされる具体的なテーマを選定することが有効であるとの指摘があった。進め方に関する発言の中には、先ほどの裁判官の問題と絡め、裁判官が、議論の成果を現実の実務に反映させないと、書記官の議論への熱意が失われてしまうとの懸念を示すものもあった。

次に取組の今後の方針についての意見が述べられた。各庁からは、企業風土を変えるには時間が掛かるなどとして現在の慎重な進め方を支持する意見が表明されるなど、今後も、書記官事務を検討する際の基本となる視点や考え方を提示しながら現場に問題意識を投げかけ、書記官事務の在り方についての各庁の主体的な検討を促すという基本的な姿勢を維持する必要があることが確認された。

また、こうした意見が述べられる一方、取組については今後もこのような進め方をしていくことを前提として、現状は上からの指示によるものであり、下から盛り上がった議論にはなっていないとか、書記官がこれまでやってきた事務について、自分の頭でこれで良いか見つめ直し、自分の仕事について話をするのが大切で、熱意が失われると取組は長く続かないというような発言があり、主体的な検討が進んでいないことに対する危機感も表明された。

加えて、最高裁に対しては、裁判官、首席書記官、事務局長等、全ての階層に対する各種研修会において、この問題を積極的かつ継続的に取り上げてもらいたいと、各種研究会における研修所との連携の継続を要望する発言があったほか、いくつかの庁から、各庁での議論の方向性にバラツキが生じないよう、一定のコンセンサスを取りながら議論を進めるため、他庁の取組状況についての情報提供が要望された。

3 家事事件手続法の下での調停運営における裁判官関与の在り方と今後取り組むべき課題について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 家事調停の現状と裁判官関与のあるべき姿

ア 従来の家事調停運営の実情と問題点

まず、従来の家事調停の問題点について、裁判官関与という観点を中心に議論がされた。家事調停への裁判官関与については、従前、短時間の評議又は書面を通じた間接的な評議に偏りがちになっていたのではないかという指摘や、特に離婚調停については、当事者の感情への配慮とその調整を重視しすぎる余り、調停運営を調停委員任せにする傾向があったのではないかという指摘がされた。また、調停委員の意識について、中には、裁判官との評議を控えようとする調停委員が少なからずいるという認識も示された。

イ 家事事件手続法施行後の家事調停の現状

次に、家事事件手続法施行後の家事調停の変化及び問題点について議論がされた。まず、裁判官の意識については、家事事件手続法の施行後、調停運営の改善に積極的に取り組む姿勢が生まれてきているという指摘が多く、庁からあった。また、裁判官による家事調停への関与を実質化するための取組として、同時に指定される調停事件の数を減少させることにより、裁判官と調停委員が評議を行いやすくする環境を整えたという取組が紹介された。また、平成25年4月に裁判官が増員された庁から、調停委員会としての一体感を調停委員に持ってもらうことを目的として、早期の段階で評議を行ったり、裁判官の見解を記載した書面を交付したりするという取組が紹介された。

このほか、当事者に自主的解決に向けた意識付けを図るための運営上の取組が紹介された。例えば、期日の冒頭において、当事者双方を立ち会わせて説明

を実施したという取組、遺産分割事件や子の監護が問題となっている事件等において、自分の状況や発言を認識させるため、ホワイトボードを利用して対立点を示すという取組等の紹介があった。さらに、早期に審理のポイントを把握し、運営方針を明確化するために、申立人の主張に対する相手方の言い分を明確に聴取するように心掛ける、婚姻費用分担事件及び養育費事件において、収入関係を示す資料を早期に提出するよう促す、離婚事件では早期に面会交流を話題にするという取組が紹介された。

このように、家事事件手続法施行後、裁判官の意識が変化し、また、様々な取組が実践されつつある一方で、中には裁判官が積極的に家事調停に関与すると、調停委員の技量向上に支障が出るなどとして、従前の運用を変えない裁判官もいるという問題状況が指摘された。また、一部の支部においては、裁判官が訴訟事件等の処理を優先し、家事調停運営に対する従来の意識に変化が見られないといった指摘もあった。

調停委員についても、裁判官の関与を厭う素振りを示したり、評議を控えようとしたりする者がいるとの指摘がされた。また、家事事件手続法の趣旨を踏まえると、家事調停は、法的紛争解決手段であり、当事者の納得や互譲のみで捉えるべきでないにもかかわらず、調停委員の中には、詳細な争点を取り扱っていると、双方の対立が先鋭化し、当事者の譲歩が引き出せなくなると考えたり、調停委員は法律の専門家ではないとして、個人的な経験に基づいて解決を行おうとしたりする者が見られるという指摘がされた。さらに、当事者の相互の言い分を伝達しないまま、安易に譲歩を引き出すという家事調停の運営を行っている者もあり、家事調停に法的紛争解決手段としての機能を期待している社会のニーズとなお乖離しているのではないかという懸念も示された。

このほか、取組に対する調停委員からの評価として、評議を経て調停委員会としての解決案を当事者に提示することにより、明確かつ円滑な家事調停の運営が実現できているという肯定的な感想が紹介されたが、一方で、第1回調停

期日前の評議は効率的ではない、事後評議は経過メモによる情報共有と変わらないという疑問が出されている実情も紹介された。

このように、この取組については、効果的な取組が十分に進んでいるとはいえず、まだ試行錯誤の状態であるといった認識が示されるとともに、裁判官が評議等により家事調停に関与する際に重点を置くべきポイントについて、共通認識が十分には形成されていないという課題が挙げられた。

ウ 実効性ある裁判官関与の在り方を検討する上での基本的視点

このような問題状況に対応するために、家事調停への裁判官関与の在り方を検討する上での視点について議論がされた。

家事事件手続法の下での家事調停においては、透明性の高い手続において対立点を的確に把握し、法的観点と紛争の実情を踏まえた適切な解決方針を持って調停を進めることにより、その法的紛争解決手続としての機能を強化する必要があるという意見が出され、異論がなかった。また、そのために必要となる裁判官の関与の在り方の検討に当たっては、まず、裁判官が、このような家事事件手続法の趣旨を十分に認識し、具体的な問題意識を持つことの重要性について確認された。

その上で、今後の取組を進めるに当たっては、効果的に上記のような運営を実現していくために、調停委員との評議がよく行われるようになってきている庁やその他の取組を実施している庁においても、その内容や効果を検討していく必要があるなどの課題が指摘された。

(2) 所長の果たすべき役割

(1)において議論した家事調停における問題状況及び効果的な裁判官の関与を検討するための基本的視点を踏まえ、所長が果たすべき役割が議論された。

まず、裁判官は、全ての調停事件について毎回評議を実施する必要があるわけではなく、裁判官が効果的に関与するために、裁判官が重点的に関与すべきポイントについて共通認識を形成していくことの重要性が確認された。具体的な取組

としては、事件類型に応じて、通常であれば進行方針が定まるべき期日以降も更に期日を重ねる場合には評議を実施するといった取組が紹介された。また、別の庁からは、財産分与・遺産分割に関する事件では客観的な事実の確認時及び調停案の策定時、子の監護に関する事件では紛争解決の節目等に、それぞれ評議を行うという方針が紹介された。そのほか、事件類型ごとにフローチャートを作成し、評議を行うべき場面を庁として定めているという取組が紹介された。

その上で、裁判官の関与を充実させるための取組を進めていくに当たっては、調停委員会を構成する調停委員の十分な理解を得ることが必要であるなどの留意点が指摘された。また、支部に対しても取組の意義や内容を伝え、浸透のための手段を工夫する必要があるという意見が出された。

さらに、司法行政上の態勢整備に当たり、いかなる点を考慮すべきかについても議論がされた。まず、事務分配を見直して、裁判官が家事調停事件の処理に集中できる執務態勢を整えた例や、従前は、一期日当たりの調停件数が多く、評議が十分できなかったが、期日指定の在り方を工夫して、当該期日における評議時間を確保できるようにした例が紹介された。また、複数の裁判官が家事事件を担当していた支部において、家事事件の処理を充実化させるために特定の裁判官に家事事件の担当を集中させた例が紹介された。さらに、執務態勢の在り方を検討するに当たっては、所長が、支部を含めた各庁の事務分配、期日の指定状況、手持ち事件数といった実情を十分に把握し分析することにより、庁における問題点を明確化した上で、司法行政上の措置を講じる必要があることが指摘された。

以上のような議論を経て、家事事件手続法が施行されたこの時期に、国民の期待に応えて家庭裁判所の紛争解決機能を強化する必要があるが、所長としては、管内の実情を十分に把握し、それを踏まえて効果的な取組を進めていく必要があるとの共通認識が得られた。

4 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断を実現するとともに、継続的な訴訟運営改善の要請に応えるために、民事部の機能の活性化及び司法行政上の支援について検討すべき事項

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 民事訴訟の現状と課題

ア 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断の実現

まず、民事訴訟の複雑困難化の有無等について議論がされたところ、近時、科学技術の進歩や社会経済活動の高度化等に伴い、①医療、建築、IT関係訴訟のような典型的専門訴訟のほか、非典型的専門訴訟（例えば、プラント等の瑕疵や化学製品の健康被害に関する訴訟）を含む種々の専門的知見を要する訴訟、②社会保障関係の訴訟、高齢者施設や障害者施設の管理責任を巡る紛争、学校事故を巡る紛争等、波及効に配慮すべき訴訟、③薬害、環境訴訟等、多数の原告が国を被告とし、損害賠償による個別の救済のみならず、訴訟を将来に向けての政策実現の手段として利用することを狙いとして提起する政策形成訴訟等、審理や判断が難しい類型の訴訟が増えており、こうした複雑困難な訴訟は、庁の規模にかかわらず存在しているということが確認された。

そして、これらの複雑困難な訴訟については、裁判所として、多角的な視点からの通用力のある質の高い判断を確保することが求められており、本来、合議体で審理すべきであるとの意見が多数出されたほか、課題として、専門的知見を要する訴訟については、未だに専門委員の活用が十分に図られていない点、波及効に配慮すべき訴訟については、担当裁判官が、波及効に気付かないことがある点等が指摘された。

また、一部の支部において、複雑困難な訴訟であるにもかかわらず、合議体で審理されていなかった事例があったため、複雑困難な訴訟については、本庁

に回付するなどして合議体で審理をするよう意識付けを行ったとの例が紹介された。

イ 継続的な訴訟運営改善の必要性

次に、一般的な民事訴訟の審理運営の実情について議論がされた。まず、弁護士の訴訟活動については、法曹人口の増加に伴って知識経験の不十分な若手弁護士が増えていること、地方庁においては、旧民事訴訟法の時代のプラクティスを変えようとしないうベテラン弁護士が存在していることなどが指摘され、近時、弁護士の訴訟活動に様々な変化が出てきているとの意見がみられた。また、裁判官側についても、現行民事訴訟法施行から10年以上経過し、その間、大量の過払金返還訴訟を経験したほか、審理の担い手の世代交替が進む中で、現行民事訴訟法が施行された頃の熱気や議論が継承されていないのではないか、適時適切な釈明権行使や心証開示による争点中心の審理運営に緩みが出ているのではないか、また、進行管理に対する意識が希薄化しているのではないかとの指摘がされた。そして、これらを踏まえて、若手裁判官に釈明権行使や心証開示を含めた争点整理の技法を継承していく必要があり、これまでに築き上げられてきた争点整理の基本的技法を土台として、弁護士の訴訟活動の変化に対応した適切なプラクティスの形成を進める必要があるとの認識で一致した。

ウ 課題に対する裁判官の問題意識

その後、前記ア、イで指摘された課題に対する裁判官の意識について議論がされたところ、①若手弁護士が増加しており、裁判所として、弁護士会における育成・指導にどのように協力をしていくべきかという点に意識が向いているという意見と、②一部の裁判官は問題意識を持っているものの、大半の裁判官は事件数が落ち着いてきたことから、少し安心感が出てきており、現状にそれほど大きな問題意識を抱いてはいないのではないか、したがって、どのように裁判官の意識を改革していくかが課題であるとの意見が出された。

(2) 民事訴訟の課題に対応するために検討すべき事項

ア 民事部の機能の活性化

(ア) 前記(1)の課題に対応するための方策として、まず、部の機能の活性化の必要性が議論された。

議論の中では、一人一人の裁判官が自ら鋭敏な問題意識を持つことも重要であるが、いずれの課題も個人的な対応で十分な成果を出し得るものではなく、部という裁判所運営の最も基本的な単位を活用しながら、年代や経験の異なる裁判官同士が、様々な角度から議論をしながら取り組んでいくことが有効かつ必要であるとの意見が多数出された。また、そのような観点から見ると、これまでは、裁判官は、事件処理を係単位（合議係と各単独係の単位）で考える傾向にあったが、部の機能を再確認し、活性化させていく必要があるのではないかとの指摘が多くされた。

(イ) 次に、部の機能の内容について議論されたところ、以下の機能が指摘され、これを活性化させるためには、部総括が十分な意識を持ち、各庁の実情に応じた取組を進めることが重要であるとの意見が多数みられた。

① 合議や部内での意見交換を通じた審理運営の改善や判断の質の向上

事件処理については、部全体で行うという意識が重要であって、判断の質の向上という観点から、合議事件について三人で充実した合議をすることはもちろん、単独事件の処理についても、部内で十分に意見交換をして判断の質を高めることを意識する必要がある、また、審理運営についても、部全体で改善策を検討して共有する必要があるなどの意見が多くみられた。

② 陪席裁判官の指導・育成

陪席裁判官の指導・育成が重要であり、左陪席のみならず右陪席についても、裁判官独立への過度の意識から必要な指導・育成が不十分なものとならないように留意する必要があるとの意見が出された。

(ウ) さらに、民事部の実情と部の機能の活性化のための方策について、議論が

されたところ、まず、付合議事件を増やすという意味での合議の活用については、付合議基準を設けることなどで右陪席が付合議をためらうことを避けられるのではないかと意見や、定期的に単独事件を合議に付すか否かを検討する場を設けるという工夫が紹介された。この点に関連して、大規模庁から、付合議基準については、訴額等、形式的な基準を緩め、裁判官に対し、状況を見ながら合議事件を増やすという意識付けをすることで、合議率が上昇したとの例が紹介された。一方で、庁によっては、簡裁からの交通損害賠償控訴事件が増加しているなどの事情もあり、単純に付合議事件を増加させることは難しいとの指摘もされた。

また、右陪席の実質的関与を高めるという意味での合議の充実については、部総括が右陪席の育成のために意識的に合議事件に右陪席を関与させるようにしており、十分に関与できているとの意見もあったが、部総括や右陪席の個性に依存していて、必ずしも十分に関与できていないとの意見もみられ、庁によって実情は様々であった。

さらに、単独事件も含めて部内で十分な意見交換が行われているかという点については、裁判官の意識として、自らの担当事件について周囲に相談することを嫌う意識や、裁判官の独立に対する過度の配慮をして他者の事件処理にアドバイスすることを極端に遠慮する傾向があるなど、部内で意見交換することによって判断や審理運営の質を向上させるという観点に乏しかったのではないかと指摘がされ、部内で議論することと裁判官の独立とは矛盾しないという意識を醸成し、周囲と議論をして多角的に検討して質の高い判断をすることは裁判官の職責であるという意識に変えていかなければならないとの意見が述べられた。また、部内のコミュニケーションを活性化する工夫例として、日頃から相談をしやすい雰囲気を作るほか、定期的に部内でミーティングを開き、単独事件に関する法律上、事実上の問題点を議論する場を設けることも有益であるとの意見があった。

イ 司法行政上の執務支援

最後に、現場での自律的取組を補完するものとしてどのような司法行政上の執務支援を行うべきかについて議論がされた。

まず、これまでに行われた支援については、司法研修所において行われた、①複雑困難訴訟の特別研究会、②医療、建築、IT、行政、労働といった個別類型についての研究会、③企業間取引や証券取引についての研究会が有益であったとの意見が出された。

また、今後の要望としては、①波及効に配慮すべき事件であることに気付くためには裁判官の社会に対する洞察を深める必要があり、裁判官の教養を深める支援をしてもらいたい、②審理運営の参考とするために同種の訴訟に関する情報を提供してほしいなどの要望が述べられたが、後者については、裁判の独立や中立公平性の観点から慎重な検討も必要であるとの意見があった。

以 上